

# 令和6年 琉球泡盛の移出数量等の状況

(令和7年4月17日 公表)

沖縄県酒造組合

# 令和6年 琉球泡盛の移出数量等の状況

令和6年1月～12月(以下「令和6年」という。)の琉球泡盛の移出数量等の状況は、以下のとおりです。

## 1. 製成数量

令和6年の製成数量は、11,751キロリットル(30度換算。以下同じ)で、対前年比12.4%の二桁**減少**(令和5年6.5%**減**)となっています。前年を下回るのは2年連続。

世界的な米不足や円安等の影響により、原料米(タイ米)価格が令和6年中、複数回値上げされ、約16%も高騰したことが響いた。

## 2. 移出数量

### (1) 琉球泡盛

令和6年の琉球泡盛の移出数量は、12,445klで、対前年3.3%の**減少**となった。(令和5年3.4%**減**、令和4年5.03%**増**)

令和2年13,817klの90.1%の水準となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響前の令和元年16,009klの77.7%と、「回復道半ば」「逡減傾向へ」。

ちなみに泡盛を含む単式蒸留焼酎の移出数量は対前年比95.7%、清酒は対前年比89.2%となっている。

移出先別にみると、県内は4.5%**減**(令和5年2.4%**減**)、県外は1.27%**増**(令和5年6.3%**減**)、令和5年47.2%**減**と大幅に減らした輸出については、その反動から対前年比20.1%**増**(令和5年47.2%**減**)となったものの、令和6年泡盛輸出目標の100klの半分以下44.6klに止まった。

昭和47年5月の本土復帰から50年以上続いた沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置が、泡盛については7年後の2032年5月までの間に段階的縮減を経て廃止。泡盛以外については、2023年10月20%⇒15%を経て、来年2026年9月末廃止がそれぞれ決定。

泡盛について、第一回目の縮減が令和6年5月15日からスタートした。その影響が移出数量の8割を占める県内において、5月に駆け込み需要の影響から前年同期比で106%に押し上げたもののその後は一度も前年同期を上回ることなく、前年比95.5%に着地した。

12月5日、泡盛を含む「日本の伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、マスコミ報道や様々なイベントを実施したが、「需要回復」に繋げるまでに至らなかった。

海外輸出について令和6年度は組合が事業主体となった海外輸出支援・促進事業としてアメリカ、ドイツとシンガポールで開催されたスピリッツメインの酒類展示会への出展を実施した。

ほか、組合が連携・協力、酒造所(組合員)単独、あるいは輸出事業者等とのコンソーシアム形式により支援・補助事業を展開・推進した。

令和6年を国別にみると、輸出トップのアメリカが10,000㍑から8,000㍑、一方で中国が2,000㍑から3,700㍑と増加した。

※ 令和6年輸出数量の前年比 清酒106.4% 単式蒸留焼酎104.8%

## (2) 原料用アルコール(45度を超える泡盛)

単式蒸留焼酎(泡盛)は、45度以下と定められており、45度超については「原料用アルコール(酒税法第3条17号)」と区分されている。

令和2年4月、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部改正が図られ、45度を超える原酒(泡盛)について「泡盛」と表示することが可能になった。

さらに令和2年9月、地理的表示「琉球」について改定があり、「原料用アルコール」について、「琉球」の表示が可能になった。

原料用アルコールが「琉球泡盛」として表示が許されたことから、令和3年以降の「琉球泡盛」製成数量及び移出数量に加算することとする。

令和6年の原料用アルコールの移出数量は、47.9klで、対前年27.3%の増加となった。(令和5年37.6kl 4.9%増、令和4年35.9kl 10.1%増、令和3年32.6kl 75.0%減) 輸出の伸び(1kl⇒8.9kl)が主な要因である。

## (3) リキュール

令和6年のリキュール出荷数量(生酒)は485kl、対前年7.7%の減となっています。(令和5年1.57%増)

統計を取り始めて過去最高だった昨年令和5年の525klを更新することはできなかった。

移出先別にみると、国内は447klで3.54%(令和5年12.6%増、令和4年12.5%増)の増加。一方、海外は37.9klで59.5%(令和5年30.1%減、令和4年8.2%増)の大幅減となっています。大口取引先の在庫調整等が主な原因。

### 3. 泡盛製造業の経営状況等

令和6年～5年の営業利益が1千万円超の酒造所が6社(5年～4年11社、4年～3年5社、3年～2年7社、2年～元年4社)と、昨年に比べ収益環境の悪化がみられる。

また、営業損失(赤字)が半数を超える24社(5年～4年21社、4～3年30社)となっています。

泡盛製造業44社の営業利益も▲149百万円と、平成30年～29年以来5年ぶりにわずかながらも黒字化(2,276千円)した昨年から一転、赤字に転落しました。

営業利益が前年度より増加・黒字化した酒造所は、飲みやすさを追求した新商品の投入や多酒類化、令和6年5月以降の酒税軽減措置の段階的縮減がスタートしたことに伴い、価格転嫁(値上げ)したことなどが主な要因と思われます。

### 4. 今後の取組

昭和47年5月の本土復帰から50年間続いた沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置が、泡盛については7年後の2032年5月までの間に段階的縮減を経て、廃止。泡盛以外については、2023年10月20%⇒15%を経て、来年2026年9月末廃止がそれぞれ決定。

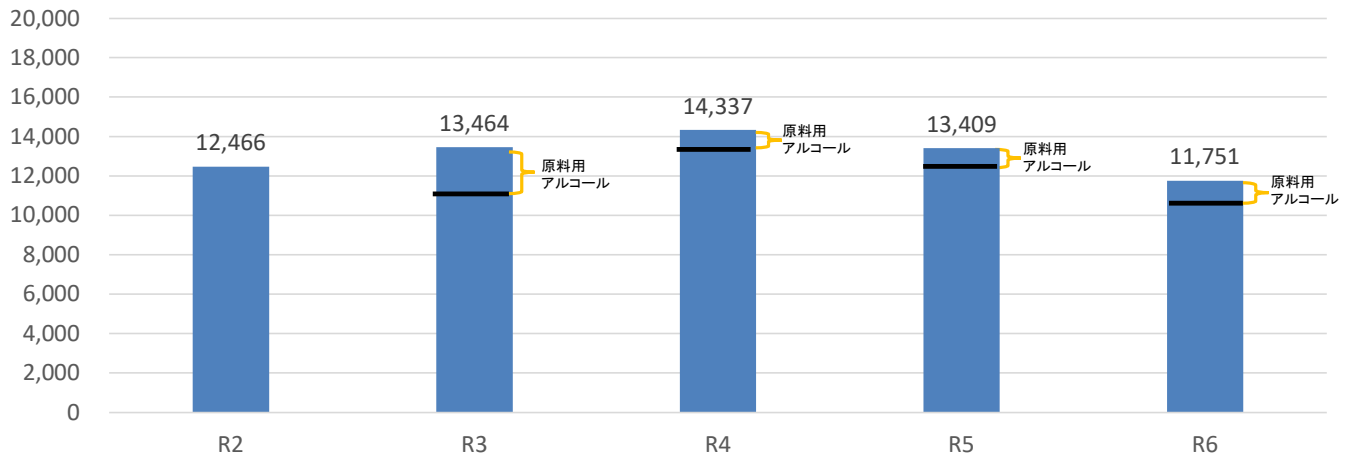
沖縄県酒造組合では、令和3年度全酒造所が参加し実施した「琉球泡盛ブランディング事業」の中から生まれたスローガン「あそび心、盛りだくさん。」及び業界の使命「泡盛を、沖縄の誇りにする。」の確実な展開・浸透を図るべく、想定ターゲットや飲用シーンなど消費者視点をより考慮した上で、県内の若年層を中心に、県外、海外への更なる需要拡大を図るとともに、厳しい経済環境下である経営基盤を確立し、沖縄県の地場産業としての一翼を担うべく、これからの沖縄県経済に対する、包括的な社会的責任を果たしていくこととしています。

具体的には、①県内外の飲食店イベントや、②泡盛公式Instagram等SNSを駆使した情報発信、③泡盛ガイドの養成とインバウンド対応を意識した泡盛ツーリズムの磨き上げ等に取り組んでまいります。

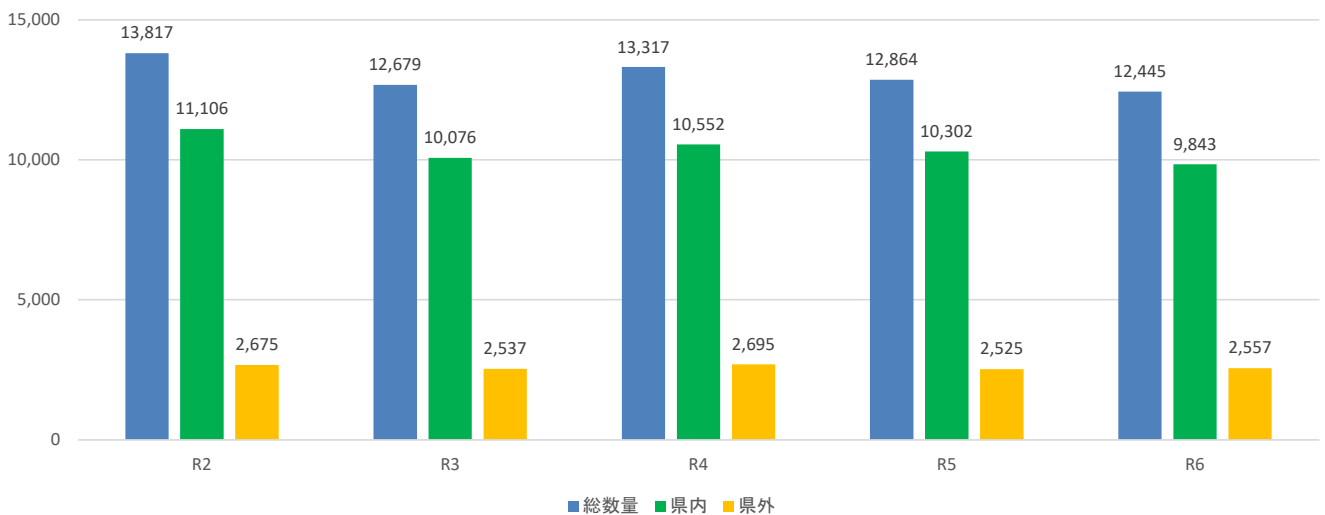
[ブランディング事業関連以外の事業]

- ・ 海外輸出について、令和3年度組合内に設立した「琉球泡盛海外輸出促進部会」を軸に、国及び沖縄県の支援・助成金等を有効活用した海外輸出振興策を展開する。
- ・ 沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置を受けている沖縄県産酒類製造業者を対象にした、「令和5年度沖縄県泡盛製造事業者実態調査において判明した課題解決事業」「沖縄県産酒類製造業者の海外展開に向けた調査」以上2件の調査事業を最大限活用する。

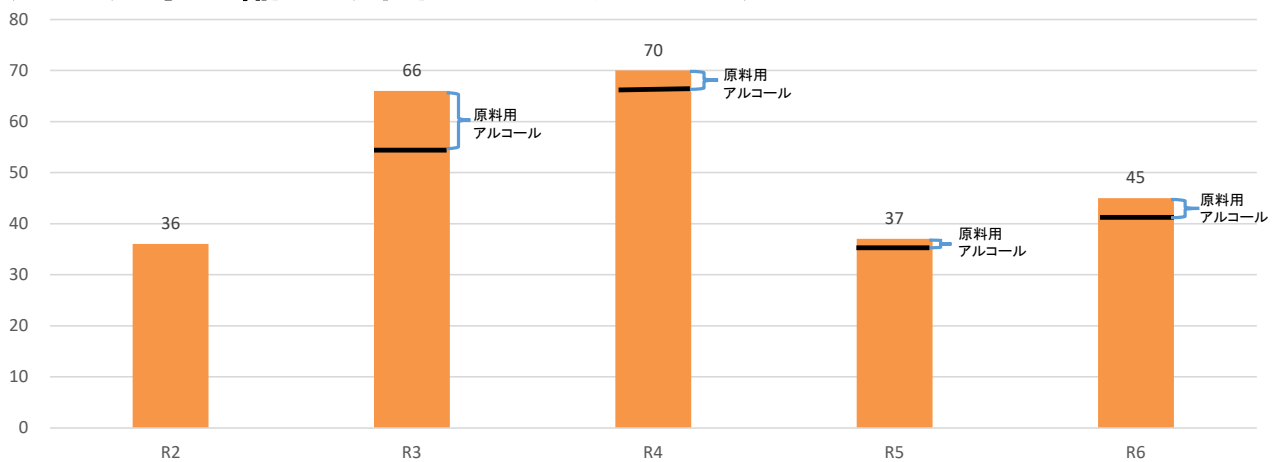
(図1) 製成数量(単位:キロリットル)



(図2) 移出数量(単位:キロリットル)

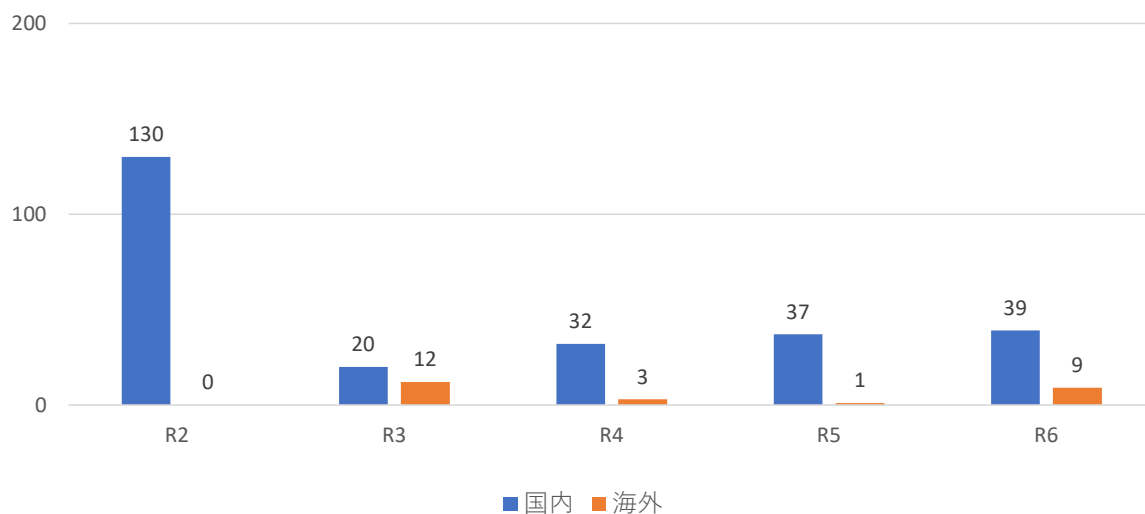


(図3) 海外輸出(単位:キロリットル)

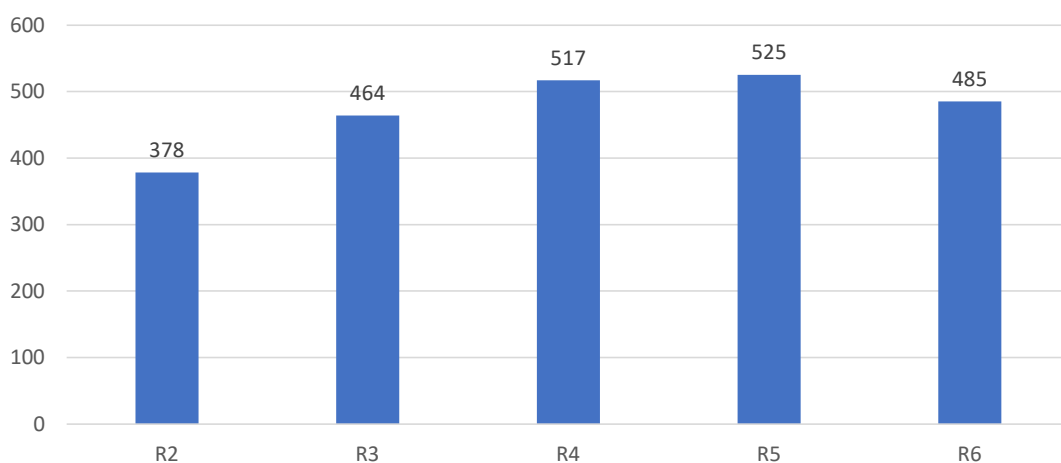


琉球泡盛輸出プロジェクトにおいて、令和6年に、100キロリットルの輸出目標を掲げています。

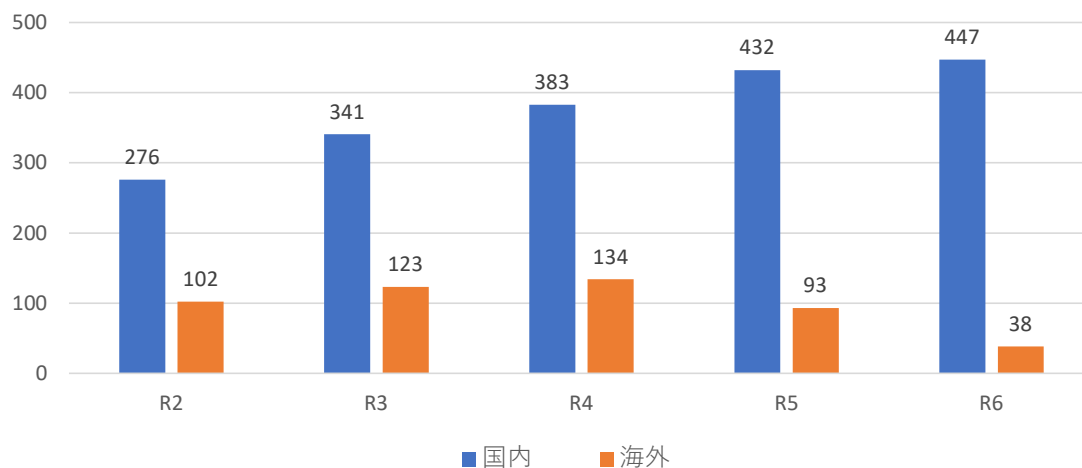
(図4)原料用アルコール国内外移出数量(単位:キロリットル)



(図5)リキュール移出数量(単位:キロリットル)



(図6)リキュール国内外移出数量(単位:キロリットル)



## (図6) 泡盛製造業の経営状況等

### ① 営業利益階層別の酒造所数

営業利益	事業年度	R3~2	R4~3	R5~4	R6~5
	1億円～		0	1	0
5,000万円超～1億円以下		3	0	2	1
1,000万円超～5,000万円以下		4	4	9	5
500万円超～1,000万円以下		2	2	4	5
500万円以下		4	7	8	9
営業損失		31	30	21	24
合計		45	44	44	44

### ② 経営状況

	泡盛製造業				※単式蒸留焼酎製造業
	R3~2	R4~3	R5~4	R6~5	R3
年度	R3~2	R4~3	R5~4	R6~5	R3
企業数	44社	44社	44社	44社	568社(中小企業)
売上高(百万円)	11,952	11,140	12,869	13,098	402(1社平均)
営業利益(百万円)	▲290	▲505	2.2	▲149	15(1社平均)
営業利益率	▲2.4%	▲4.5%	0.02%	-1.14%	+3.7%

※出典「酒類製造業及び酒類卸売業の概況（令和3年調査分）国税庁」

## (図7) 泡盛製造業の製成数量規模別の事業所数

製成数量規模	泡盛製造業				単式蒸留焼酎製造業			
	事業所数	割合	製成数量	割合	事業所数	割合	製成数量	割合
100kl以下	25	56.8%	965	6.7%	91	42.1%	3,372	0.8%
100～200kl	8	18.2%	1,154	8.1%	32	14.8%	4,412	1.1%
200～400kl	6	13.6%	1,836	12.8%	24	11.1%	6,782	1.7%
400～600kl	0	0.0%	0	0.0%	11	5.1%	5,190	1.3%
600～2,000kl	4	9.1%	5,647	39.4%	32	14.8%	33,055	8.5%
2,000～5,000kl	1	2.3%	2,149	15.0%	13	6.0%	38,295	9.8%
5,000kl超	0	0.0%	0	0.0%	13	6.0%	298,128	76.6%
合計	44		11,751		216		389,234	

「泡盛製造業と、単式蒸留焼酎製造業との製成数量規模別比較」

※泡盛製造業は令和6年1月～12月の状況

※単式蒸留焼酎製造業は「単式蒸留焼酎製造業（専業者のみ）の概況（平成30年度調査分）」（国税庁）から作成

### ■ 製成数量について、

泡盛製造業は、600～5,000klの事業所5社(11.4%)で全体の7割弱（66.3%）を占めるが、単式蒸留焼酎製造業では5,000kl超の企業13社(6.0%)で7割超（76.6%）を占めている。

200kl以下の小規模事業者の割合は、泡盛製造業は33社(75.0%)で18.0%、単式蒸留焼酎製造業では123社(56.9%)で2.0%



# 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等

沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰50年を迎え、酒類製造業界から提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長8年をかけて段階的に廃止します。

## 【軽減割合】

### 単式蒸留焼酎(泡盛)

前年度県内 課税移出数量	改正前		改正後			
	～R4年5月14日	R4年5月15日～	R6年5月15日～	R8年5月15日～	R11年5月15日～	R14年5月15日
1,300kℓ超	▲35%		▲25%	▲15%	▲5%	廃止
200kℓ超～ 1,300kℓ以下			▲30%	▲20%	▲10%	
200kℓ以下			▲35%			

### ビール等(単式蒸留焼酎以外の酒類)

改正前		改正後	
～R4年5月14日	R4年5月15日～	R5年10月1日～ (ビール類税率見直し)	R8年10月1日 (ビール類税率統一)
▲20%		▲15%	廃止

※軽減対象となる酒類は、沖縄県の区域内にある酒類の製造場（復帰前からの製造場として指定を受けたもの）において製造され、県内に移出される酒類に限る。

# 令和6年5月15日から「泡盛」の酒税が変わります。

項目		前年度 県内移出数量 (令和5年4月～ 令和6年3月)	現行制度 (～令和6年5月14日)	令和6年5月15日 ～ 令和7年4月1日	令和7年4月1日 ～ 令和8年5月14日
泡盛	Aグループ	1,300kl超	35%	25%	25%
	Bグループ	200kl超～1,300kl以下	35%	30%	30%
	Cグループ	200kl以下	35%	35%	35%

【例1】 30度 1,800ml 酒税540円  
(令和6年年5月14日まで)

全社



35%減税して351円

(令和6年5月15日～令和8年5月14日まで)

Aグループ	Bグループ	Cグループ
<u>405円</u> (+54円)	<u>378円</u> (+27円)	<u>351円</u> (±0円)

【例2】 43度 720ml 酒税309円  
(令和6年5月14日まで)

全社

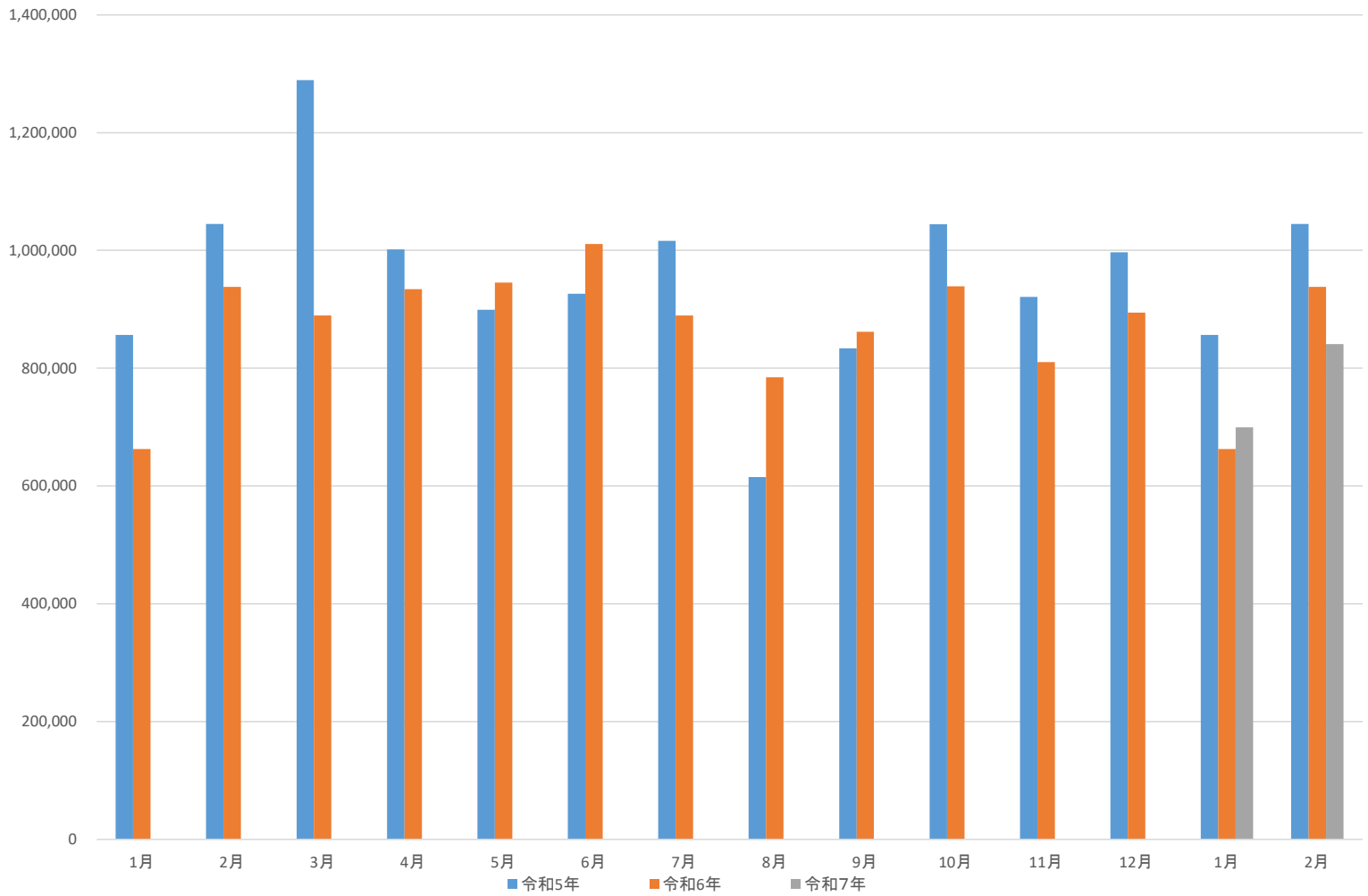


35%減税して200円

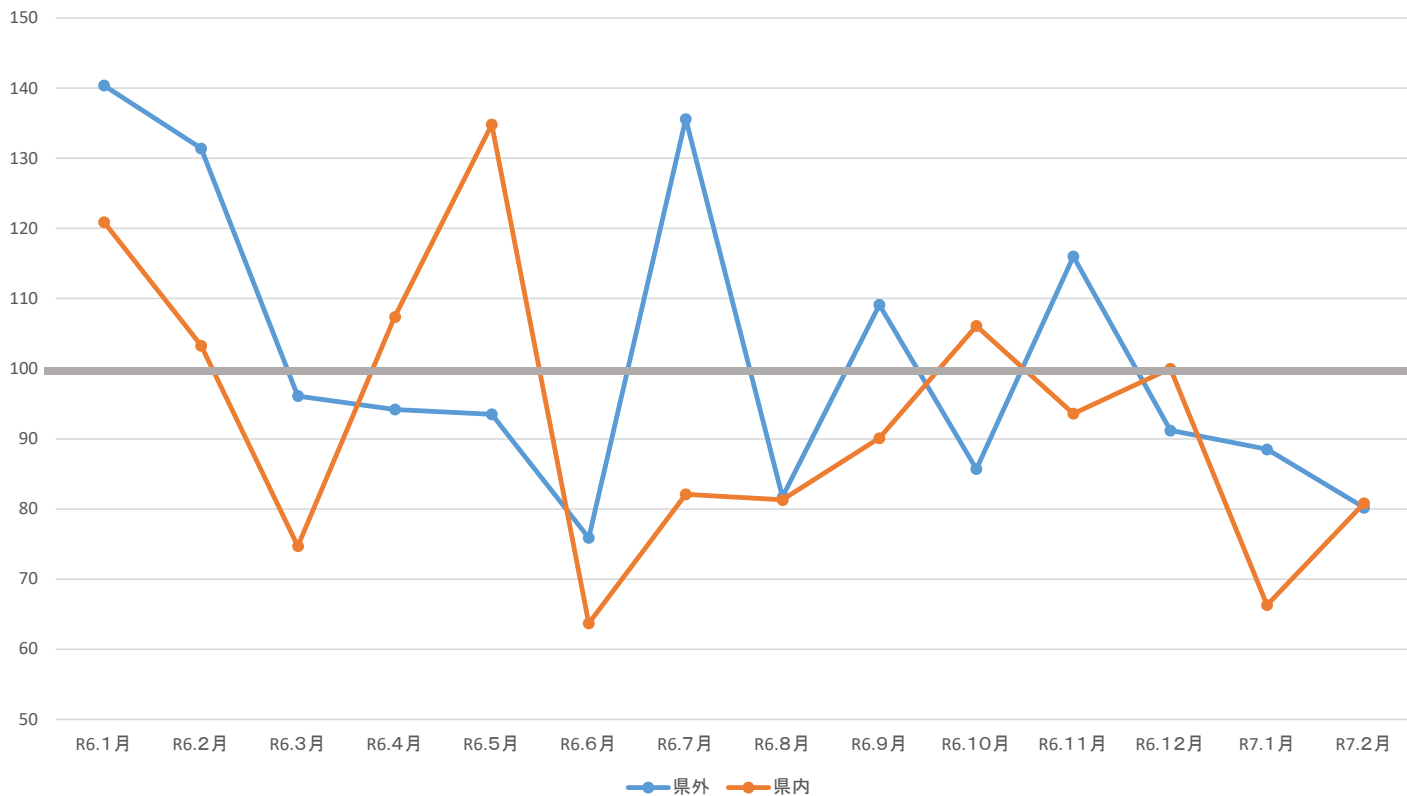
(令和6年5月15日～令和8年5月14日まで)

Aグループ	Bグループ	Cグループ
<u>231円</u> (+31円)	<u>216円</u> (+16円)	<u>200円</u> (±0円)

泡盛製成数量の対前年同月比の推移 30度換算



国内(県内・県外)泡盛移出数量の対前年同月比の推移



輸出の泡盛移出数量の対前年同月比の推移

